

(参考様式1)

## 畑作物の直接支払交付金における作付面積確認報告書

年 月 日

○○農政局長 殿  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

○○地域農業再生協議会会长

年産経営所得安定対策加入者別の畠作物の直接支払交付金における作付面積を確認したので、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)IVの第1の1の(2)の③のウの(エ)の規定に基づき、その結果を下記のとおり報告します。

### ■ 畑作物の直接支払交付金における農業者別・農産物別作付面積

(備考)

## 地域の基準単収を大きく下回ったことの理由書

交付申請者 住 所  
氏 名  
交付申請者管理コード  
\_\_\_\_\_

対象畠作物名	地域の基準単収 ①	地域の基準単収の2分の1 ②=(①÷2)	数量払の交付申請数量 ③	面積払の交付対象面積 (又は生産予定面積) ④	交付申請者の当年産の単収 ⑤=③÷④	規格外数量及び規格外相当数量の合計	
	kg/10a	kg/10a	kg	a	m <sup>2</sup>	kg/10a	kg

交付申請者の当年産の単収（⑤）が、地域の基準単収の2分の1（②）を下回った理由について、以下の1～6の該当する全ての項目について、✓を入れてください。

また、該当する事項がない場合には、その他に✓を入れた上で、具体的な理由を記載してください。

※ 理由の根拠となる証拠書類の提出が必要です。

### 1. は種の段階における理由

- 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産に向けて適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
- 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
- その他

### 2. 生産・収穫の段階における理由

- 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産を行っていたが対象畠作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- 病虫害等により、適切な生産を行っていたが対象畠作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- 鳥獣害等により、適切な生産を行っていたが対象畠作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適切な生産・収穫が困難となり、対象畠作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- その他

### 3. 出荷・販売の段階における理由

- 農産物検査の受検又は品質区分の確認において、最低重量を確保することができず、受検等が不可能となった。  
※最低重量を確保できなかった理由の要因として、2及び3における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
- 農産物検査の受検又は品質区分の確認において、規格外又は規格外相當に格付けされた数量が発生した。  
※品質の低下等の理由の要因として、2及び3における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
- 交付申請者の入院、死亡等の理由により、出荷・販売が不可能な状況となったため、対象畠作物の出荷・販売を行うことができなかった。
- 需要者の倒産や引き取り拒否等により、対象畠作物の出荷・販売を行うことができなかった。
- その他

### 4. 激甚災害指定等の場合（※地域農業再生協議会等による被害証明可）

- 自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種前の農地への被害（※共済証明がある場合または経営所得安定対策等実施要綱の第2の5の（5）に準じて、これを満たす場合）
- 自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種後の対象畠作物及び農地への被害（※行政機関からの被害に関する公表資料があり、地域農業再生協議会等による被害状況の確認書類等がある場合）

### 5. 1～4に掲げているもの以外の理由（ほ場条件の制約等による減収等）

- 以下のとおり、改善措置を講じた。

- 改善措置を講じていない。（当年産における理由について、前年産と同一の内容が含まれる場合、面積払は返還又は交付をしないこととなります。）

(記載上の留意事項)

- 注1： 本様式は、畠作物の直接支払交付金における面積払の交付決定を受けた農業者及び実施要綱IVの第1の1の(2)の③の才の(才)に該当する交付申請者で、数量払の交付申請数量の合計を面積払の交付対象面積（又は営農計画書に記載した生産予定面積）で除した単収が、地域の基準単収の2分の1に満たなかった場合に作成してください。なお、地域の基準単収の2分の1に満たなかった対象畠作物が複数ある場合は対象畠作物の種類ごとに作成してください。
- 注2： 地域の基準単収の2分の1は小数点以下切り捨て、交付申請者の当年産の単収の項目は小数点第一位を四捨五入で整理してください。
- 注3： 交付申請数量の項目は、品質区分にかかわらず、数量払の全交付申請数量を記載、規格外数量及び規格外相当数量（数量払の対象外となった数量）がある場合には、その数量を記載してください。
- 注4： 理由書の根拠となる証拠書類として、以下のa～dのすべてを提出することが必要です。  
また、a～d以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。
- a 地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を裏付ける書類  
※ ①～③は、理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考としてください。
- ① 自然災害の場合：  
・ 農作物共済の支払書類等  
・ 農作物の被害状況（撮影月日及び対象地番で生産された農作物であること）を明確に把握できる写真  
・ 農地の被害状況（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真  
・ 公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認した書類等  
・ 近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できる書類（気象庁公表データ等）等
- ② 新たな生産技術の導入による場合：  
・ 前年産と当年産の生産技術等の相違を確認できる書類（農作業日誌、会議資料や研修会資料、その他参考とした書類、農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等
- ③ 交付申請者の体調不良等の場合：  
・ 通院等の診療レセプト、診断書、入院証明、死亡届等
- b 適切な生産が行われていたことが分かる書類  
・ 農作業日誌、種子や肥料の購入伝票等
- c ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類  
・ 農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等
- d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類  
・ 改善指導通知の写し  
・ 改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等  
・ 改善に係る農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等  
・ 農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等
- e その他書類  
※ a～d以外の理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考としてください。  
・ a以外の要因による場合には、地域の基準単収を大きく下回った理由を裏付ける根拠となる書類等  
・ 農産物検査により格付理由が規格外となった数量が発生した場合には、農産物検査結果通知表の写し  
・ 農産物検査によらない品質区分の確認により交付対象とならない数量が発生した場合には、品質区分の確認の結果を証明する資料の写し

(参考) 経営所得安定対策等実施要綱のIVの第2の1の(5)の⑤

- ⑤ なお、対象作物の作付準備をしていてもかかわらず、自然災害等により、作付けが困難となった農地について、以下アからウまでに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年産に限り本交付金の交付対象とすることとします。

- ア 作付けが困難となった農地で対象作物の作付準備をしていた交付申請者が、交付申請書及び営農計画書を地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出済みであること
- イ 被災した農地又は道路が災害復旧事業（国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以下同じです。）の対象となり、他作物への転換を含めた作物の作付けが困難であることが確認できること
- ウ 当該自然災害等の発生前に、耕起や種子消毒等の作付準備を行っていたと確認できること

## 参考様式 3

年　月　日

**水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売  
(直売所等での販売) 実績報告書**

自家加工農業者（販売農業者）

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_

## 1 原料農産物使用実績（対象農産物のうち該当するものを記載）

(単位 : kg)

原料農産物名	年間使用量	左記のうち自ら生産したもの

(注) 地域振興作物（産地交付金）については、各単価グループごとに最低一農産物記入してください。

また、高収益作物定着促進支援の対象作物については、品目毎に記入してください。

## 2 商品の加工販売実績（直売所での販売実績）

(単位 : kg)

商 品	商品の販売形態	商品の主な販売先	年間販売（予定）数量
合 計			

(注 1) 「商品」には、対象作物に係る各単価グループの商品ごとに最低一実績記入してください。

(注 2) 「商品の販売形態」には、自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等の販売形態を記入してください。

(注 3) 「商品の主な販売先」には、一般消費者、卸・小売店、スーパー等の販売先を記入してください（直売所等での販売の場合は、直売所等の名称、所在地、連絡先を記入してください。）。

交付申請者管理コード									
地域協議会等管理コード									

参考様式 4－1

畑地化支援に係る取組の要件確認申請書

年　月　日

○○協議会長 殿

交付申請予定者 住所

氏名  
〔法人等にあっては、  
名称及び代表者の氏名〕

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 14 の 1 の（1）及び別紙 21 の 1 の（1）に基づく高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に係る取組の事前の確認を受けたいので、申請します。

記

交付申請予定農地

- 耕地番号及び分筆番号：
- 地名、地番、大字、字、集落地番：
- 本地面積： m<sup>2</sup>
- 当年度以降の作付計画

年度					
作物名					

（注）複数の農地を申請する場合、表形式で記載してもよい。

- 交付申請予定農地の畑地化に対する土地所有者の同意の有無 ( )
- 別添資料（空中写真又は農地地図等）  
（注）団地化された畑地の位置及び地番等が分かるように図示すること

参考様式 4－2

畠地化支援に係る取組の要件確認通知書

年　　月　　日

交付申請予定者 殿  
〔法人等にあっては、  
名称及び代表者の氏名〕

○○協議会長

○年○月○日付けで貴殿より申請のあった畠地化の取組に係る農地について、  
経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林  
水産事務次官依命通知）別紙 14 の 1 の（1）及び別紙 21 の 1 の（1）の要件  
を満たしていることを確認しましたので、通知します。

記

要件の確認を行った交付申請予定農地

- ・ 耕地番号及び分筆番号：
- ・ 地名、地番、大字、字、集落地番：
- ・ 本地面積： m<sup>2</sup>  
(注) 複数の農地を申請する場合、表形式で記載してもよい。

## 飼料作物(牧草)に係るは種実施報告書

〇〇地域農業再生協議会長 殿

交付申請者 住所:

氏名:

交付申請者管理コード:

## 【1. は種実施記録】

農地の番号※1		地名・地番、大字、字、集落地番 ※1	商品名及び草種名 ※2	作付面積		は種面積		は種量 (kg) ※3	10aあたり は種量 (kg/10a) ※3	は種年月日	備考
耕地番号	分筆番号			a	m <sup>2</sup>	a	m <sup>2</sup>				
1	1	〇〇-1	水田1号(チモシー)	20	10	20	10	4	2.0	令和3年7月5日	
1	2	〇〇-2	水田1号(チモシー)	30		0			-		
2	1	△△-1	水活地力 (イタリアンライグラス)・ 産地地力(ギニアグラス)	40		40		17	4.3	令和3年9月1日	
3	1	□□-1	産地地力(ギニアグラス)	50		40		8	2.0	令和3年9月1日	
									-		
									-		

## 【2. 種子購入記録】

購入日	購入先	商品名及び草種名 ※2	種子購入量 (kg)	備考
令和〇年〇月〇日	〇〇株式会社	水田1号(チモシー)	5	
令和△年△月△日	△△株式会社	水活地力 (イタリアンライグラス)	10	
令和□年□月□日	□□農協	産地地力 (ギニアグラス)	20	

## 【3. 作付面積】

	作付面積計 (a)
飼料作物(牧草)	140
うち、は種	100
うち、は種以外	40

注 は種の実施が客観的に確認できる書類(種子購入伝票や作業日誌等)については、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管してください。

※1 農地の番号、地番は當農計画書と一致するよう記入してください。また、は種を行っていない牧草作付農地についても記入してください。

※2 各種苗会社等から購入した作物の商品名及び草種名を記入してください。

※3 地域農業再生協議会は、は種量が適切かどうか確認してください。